

「多様な学びの場・居場所ポータルサイト（仮称）」

掲載要領（親の会（保護者の会）用）

7 子企企第 395 号

令和 7 年 7 月 31 日

第 1 目的

「多様な学びの場・居場所ポータルサイト（仮称）」（以下「本ポータルサイト」という。）は、不登校や不登校傾向にある児童生徒（以下「不登校の児童生徒」という。）の保護者が、必要なタイミングで自分に合った支援や相談先などを探そうことができるよう、区市町村の不登校支援策や相談窓口、教育支援センター、フリースクール等、公的支援や民間支援に関する情報を一元的に発信するポータルサイトである。

この要領では、本ポータルサイトにおける親の会（保護者の会）に関する情報の掲載について、必要な事項を規定する。

第 2 定義

この要領において、「親の会（保護者の会）」（以下「親の会」という。）とは、不登校の児童生徒の保護者が情報交換を行ったり、不安や悩みを共有したりする会という。

第 3 掲載要件

本ポータルサイトには、次の 1 及び 2 の要件のいずれにも該当する親の会の情報を掲載する。

1 親の会の運営に関する要件

次の（1）から（15）までの全てを満たすこと

（1）親の会の運営団体（以下「運営団体」という。）が法人格を有すること。法人格を有しない運営団体にあつては、次のア又はイのいずれかを満たすこと。

ア 団体の名称、事務所、代表者、構成員、事業の目的等を定める会則等を有している。

イ 団体の活動に係る収支を記録した会計簿を備え、年に 1 回以上、事業報告及び会計報告を行い、運営方針等について団体内で意見交換を行っている。

- (2) 掲載申請時点において、活動を開始してから1年以上が経過していること。
- (3) 不登校の児童生徒の保護者に対する相談・支援を行うことを主たる目的としていること。
- (4) 都内で活動し、個人や家庭の状況に応じた相談・支援を行っていること。オンラインのみで活動している場合は、運営団体が法人格を有していること。
- (5) 公共施設で活動している、公的機関や社会福祉協議会の事業に参画するなど、公的機関等との連携・協力体制を構築していること。
- (6) 親の会の運営や、相談・支援等への対応を複数人で行っていること。
- (7) 親の会の運営に携わる者が責任をもって自ら企画していること。
- (8) 本事業の実施に必要な範囲において、東京都（以下「都」という。）によるヒアリング及び現地確認を承諾すること。
- (9) 新たな参加者を受け入れており、継続的な参加を強制しないこと。参加に当たって会員制を設けている団体の場合は、新規入会を受け付けており、会員の自由意思に基づき退会が可能であること。
- (10) 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していないこと。
- (11) 参加者に対し、政治活動若しくは宗教活動の勧誘又は特定の商品・サービスの営業活動を行わないこと。
- (12) 個人情報適切に管理し、守秘義務や目的外利用の禁止を遵守していること。
- (13) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (14) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (15) 法令や規程等を遵守し、公序良俗に違反しないこと。

また、都の信用・品位を傷つけ、又は都の不登校支援の妨げになるなど、都の業務に支障・不利益を及ぼさないこと。

2 親の会の情報発信体制に関する要件

次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること

- (1) 運営団体が管理する親の会のウェブサイト、SNS・ブログ等（以下「ウェブサイト等」という。）を通じて適切な情報提供を広く対外的に無料で行うとともに、遅滞なく情報更新を行っていること。

SNS・ブログ等については、テキスト投稿を伴い写真や動画等を掲出できる媒体又はテキスト投稿を主とする媒体であることとし、動画投稿を主目的とするサ

ービスやメッセージアプリは含めない。また、アカウントは、次のアからウまでの全ての要件を満たすものであること。

ア 代表者等の個人名義のアカウントではなく、団体名義のアカウントであること。

イ トップページに、当該団体の公式アカウントである旨及び団体概要の記載があること。

ウ 非公開アカウントなど、閲覧できるユーザーを限定しているものでないこと。

(2) 次のコンテンツがウェブサイト等内に全て掲載されていること。

ア 親の会の名称

イ 支援対象学年（小学校・中学校・それ以上）

ウ 活動場所（区市町村まででも可）

エ 活動日時

オ 料金体系

カ 運営団体情報（名称・代表者・所在地等）

キ 問合せ先

第4 掲載申請

1 新規掲載

本ポータルサイトへの掲載を希望する運営団体は、都が指定するフォームにより掲載申請を行うこと。この際、次の資料を添付すること。

(1) 団体の名称、事務所、代表者、構成員、事業の目的等を定める会則等。会則等を有しない場合は、直近の事業年度に係る会計簿等

(2) チラシなど、活動状況が分かる資料

(3) 申請内容に誤りがない旨及びこの要領を遵守する旨の誓約書

(4) その他、第3の要件に合致していることが確認できる資料

なお、掲載期間は、原則として、掲載申請年度の末日までとする。

2 継続掲載

本ポータルサイトが掲載申請年度の翌年度以降も運営される場合において、引き続き掲載を希望するときは、第5 2 (1) に定める定期確認の際に申し出ること。

この際、事業報告書及び会計報告書、チラシ等活動状況が分かる資料について、最新の資料を提出するとともに、誓約書も改めて提出すること。

3 変更申請

申請内容及び添付資料に変更がある場合は、変更後のものを速やかに提出するとともに、誓約書を改めて提出すること。

4 掲載の取下げ

活動の休止等、本ポータルサイトへの掲載が不要になった場合は、速やかに都に連絡すること。

第5 掲載情報の確認等

本ポータルサイトへの掲載を希望する運営団体及び本ポータルサイトに情報を掲載している運営団体（以下「掲載団体」という。）は、都が行う次の内容確認等に応じること。

1 申請内容の確認

申請内容を確認するため、都は、必要に応じて、掲載団体に対して確認事項を提示した上で、次の方法により確認を行う。掲載団体は、都から確認の求めがあった場合には、速やかに応じること。

- (1) 関連資料の提出要求
- (2) 代表者や構成員等へのヒアリング
- (3) 現地確認

2 掲載後確認

本ポータルサイトへの掲載後、掲載内容等を確認するため、都は、掲載団体に対して、次の(1)及び(2)を行う際に、確認事項を提示した上で、1の事項のうち必要な確認を行う。掲載団体は、都からの確認の求めに対し、速やかに応じること。

- (1) 四半期に一度程度実施する定期確認
- (2) 必要に応じて実施する随時確認

3 変更内容の確認

第4 3の変更申請があった場合は、1の規定を準用する。

第6 禁止事項

掲載団体は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 本ポータルサイトに掲載する情報（以下「掲載情報」という。）に関し、虚偽の情報を申請すること。
- (2) 本ポータルサイトを見て掲載団体のサービス等を利用する者に対し、不当な勧

誘その他の不適切な営業活動を行うこと。

- (3) 本ポータルサイトに掲載されているという事実等を利用して、勧誘、営業その他の働きかけを行うこと。

第7 掲載情報の非公開等

1 掲載情報の非公開

次のいずれかに該当する場合、都は、掲載情報について、掲載団体への予告や掲載団体の承諾なく非公開とすることができる。

- (1) 第3に定める要件に該当しなくなった場合
- (2) 第5に定める掲載情報の確認等に応じない場合又は対応が不十分な場合
- (3) 本ポータルサイトへの掲載情報に虚偽があった場合
- (4) リンク先の親の会のウェブサイト等への掲載情報に虚偽があった場合
- (5) 第6に違反した場合
- (6) 外部からの都への通報その他の事情により、掲載が不適切と認められる場合

2 本ポータルサイトの運営中止

都は、掲載情報の掲載期間中にあっても、掲載団体への予告を行うことなく、本ポータルサイトの運営を中止することができる。

附 則

この要領は、令和7年7月31日から施行する。